

別紙

諮問第1709号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「2023年2月7日に報道発表した英語スピーキングテストの評価修正対象全8名の以下4点を示す文書又は電磁的記録（1）受験日（2）前半組・後半組のどちらか（3）修正前のスコアおよびグレード（4）修正後のスコアおよびグレード」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年4月12日付けで行った不開示決定のうち、請求内容（1）及び（2）に係る本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求のうち（1）及び（2）に係る文書（以下「本件請求文書」という。）は作成しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月29日に実施機関から理由説明書を、同年10月4日に審査請求人から意見書を收受し、令和6年7月24日（第249回第一部会）及び同年9月11日（第250回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書

及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 英語スピーキングテスト、評価の修正及び本件不開示決定について

実施機関では、都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J=English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）（以下「スピーキングテスト」という。）を実施している。スピーキングテストの実施に当たっては、民間の資格・検定団体等と共同で行うこととしており、実施機関は令和元年8月21日から令和6年3月31日まで〇〇（以下「事業者」という。）と協定を締結していた。

令和4年度は、令和4年11月27日を本試日、同年12月18日を予備日としてスピーキングテストを実施し、各受験者の解答音声データにより採点、評価を行った。

スピーキングテストの都立高校入試への活用等に向けて万全を期すため、事業者がテスト受験者全ての解答音声データ等を再確認したところ、8名の解答音声データの一部に、一定の機械音のみが録音され、解答音声を確認できない箇所があることが判明した。当該音声データに該当する受験者について、バックアップの解答音声データにより、再度採点を行い、評価を修正し、令和5年2月7日に報道発表した。

本件請求文書は、スピーキングテスト評価修正対象者全8名の受験日、前半組・後半組のどちらかを示す文書又は電磁的記録である。

実施機関は、本件不開示請求のうち、本件請求文書は作成しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、「東京都教育委員会ウェブサイトの発表「スピーキングテスト（ESAT-J）受験者の評価の修正について」（2023年2月7日）に「評価を修正した受験者及び保護者に対して、経緯等を説明し謝罪の上、新たに作成したスコアレポートを交付した」と明記されている事実を踏まえれば、教育庁が評価修正対象者の受験日、受験回（前半組・後半組）を把握していることは明らか。従って、平均点捏造に関係する重要な情報である本件を「作成及び取得」していないという理由で不開示にすることは不当である。さらに、不開示決定通知書の請求書対応番号3～4で公文書の存在は認めており、基本的な情報である受験日、受験回（前半組、後半組）が記載されている

可能性が高いため、「作成及び取得」していないという理由は虚偽の可能性がある。」との理由から、実施機関の不開示理由は不当又は虚偽である旨主張する。

審査会において、実施機関が事業者と取り交した協定書、覚書及び要項を入手して確認したところ、事業者が採点処理、データ集計及び成績処理業務の役割を担っていることが確認された。

また、実施機関が本件不開示決定を行った経緯について、事務局職員をして確認させたところ、評価の修正に当たり、実施機関が事業者に評価修正対象者全8名分の情報をヒアリングして作成した「評価の修正対象者名簿」（以下「名簿」という。）が存在すること、当該名簿は令和5年2月7日の報道発表に当たり、実施機関が必要であると判断した情報（学校名、生徒氏名、会場、修正前のスコア、修正後のスコア、修正前のGRADE、修正後のGRADE）を記載し、作成したものであることが確認された。なお、審査請求人が求める受験日や、前半組・後半組のどちらかといった情報は報道発表において必要のない情報であったため、名簿には記載しなかったとのことである。

審査会が名簿を見分したところ、実施機関が主張するとおり、受験日、前半組・後半組の情報については記載されていなかった。また、審査請求人の求める受験日の情報が記載されているスコアレポートが実施機関に存在しないかを確認したところ、スコアレポートについては、事業者が作成し、直接、受験者の所属する中学校に送付されることとなっており、実施機関においては取得していないことが確認された。

以上により、実施機関において本件請求文書は作成及び取得しておらず、存在しないとする説明に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環